

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	神戸市立博物館画像提供業務	文化スポーツ局博物館 神戸市中央区京町24番地 TEL:078-391-0035	令和7年4月1日	(株)DNPアートコミュニケーションズ 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	2,800,000	委託先は、博物館が所有する資料に関する専門的知識を有し、それらを記録した画像を利用しようとする第三者からの問い合わせ、申し込みに対して博物館資料、画像の特性を把握した上で業務を遂行することが求められる。 本業務は平成26年度下半期より平成31年度まで、公募型プロポーザル方式による委託を毎年度実施したが、企画提案書を提出し、本業務を受託した者は上記1社の状況が続いた。 上記業者は東京国立博物館や福岡市博物館、ルーヴル美術館など国内外の主要博物館の同業務を受託しており、相乗効果による利用料徴収も見込まれる。 上記業者と契約しなければ、適切な業務遂行と安定した利用料収入を達成することは困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の13(第1項第2号に該当))
2	神戸市電子図書館サービス運用業務	文化スポーツ局中央図書館利用サービス課 神戸市中央区楠町7-11-15／TEL:078-371-3301	令和7年4月1日	株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚3-1-1	5,544,000	本業務は、令和2年度に公募型プロポーザルを行い、当該事業者と契約し構築した電子図書館サービスシステムの運用業務である。 本業務を遂行するためには、同システムのプログラム仕様や設定情報に係る知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、委託予定先はこれらを有する唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
3	アートパフォーマンス等による 三宮ブラッツの賑わい創出事業	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5165	令和7年4月1日	株式会社トーハク	10,125,588	本委託事業は、「三宮ブラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」に基づいて、三宮ブラッツにおけるアートによるまちの賑わい創出等を目的に、活用促進並びに広報宣伝に係る事業企画及び管理運営業務等を委託するものである。 ㈱トーハクは、「三宮ブラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」において、三宮ブラッツ活用事業者選定委員会により、三宮ブラッツの企画・経営・運営体制等に相応しいと判断、選定された事業者であり、その活用期間は最長5年(令和9年3月31日)までとなっている。 三宮ブラッツは道路交通法上の道路であり、イベント実施の際には警察への道路許可申請が必要となる。警察への申請や周辺地域との調整には、信頼関係の構築が必須であり、㈱トーハクが築き上げた関係性をもって実施できているイベントも多数ある。 その他、関係機関との調整、イベント時の安全確保等に関し、問題なく業務を遂行し、数多くの個人、団体へ働きかけることで新たに関係を築き上げ、日常的にイベントを開催した結果、令和6年度2月末時点で延べ12,000人を超える来場者を呼び込んでいる。 本委託事業を迅速かつ円滑に業務を履行するにあたり、当該空間の運用に精通し、三宮ブラッツにおけるまちの賑わい創出について、知識やノウハウ等を有し、令和6年度の活用・運営状況も問題なかったことから、㈱トーハク以外に適切な事業者はなく、令和7年度も特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	「KOBEまちなかパフォーマンス(バスキング型)」企画運営業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5165	令和7年4月1日	公益財団法人 神戸市民文化振興財団	14,000,000	以下の理由により、本事業を実施できるのは公益財団法人神戸市民文化振興財団(以下「財団」)以外に適切な事業者はないため。 ① 市民文化の振興を担う公益財団法人であるとともに、アーティスト等が気軽に相談ができる「こうべ文化芸術相談窓口」を設置しており、数多くの文化芸術活動に関する相談に対し、適宜情報提供や助言等を行ってきている。アーティストの生の声を受けて、本制度を含めた様々な事業にその知見を活かすことができる。 ② 本制度はアーティストの自主性を高め、アーティストや施設管理者と信頼関係を構築していくことが重要であり、当制度を市と両輪で立ち上げてきた財団は制度運用に足る十分な関係性を構築できている。また、令和7年度は各会場の利用率向上を図ることを予定しており、実現に向けた必要な調整を行う上でも会場側との関係性は非常に重要である。 ③ 本制度の公式ホームページやアーティストが公認会場を予約する際に利用する専用システムを構築しており、現時点でアーティストが円滑にパフォーマンスを行える環境を整えられている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
5	史跡五色塚古墳管理業務	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5799	令和7年4月1日	特定非営利活動法人 輝 かすみが丘	9,407,100	全国的に史跡の管理・活用には、地域住民の力を借りて、行政との協働が行われるのが主流となってきた。その結果、単に管理を行うだけでなく、地域住民の史跡保存や活用への理解が深まり、地の宝(財産)として、史跡に興味を持ちその大切さに気付き、地域住民の誇りにつながっていくことが期待でき、史跡への応援団を醸成していくことにもつながっている。 また、第5次期神戸市基本計画においても、神戸の文化を継承し創造する取り組みとしてNPO 等との連携強化と協働が謳われ、文化財保護の面においても地域等との連携による次世代への継承を更に進めていくことが課題となっている。これらの点に関しても、地域住民で構成される当団体はこのような条件に合致しており、五色塚古墳周辺でこのような事業を実施できる団体は他にない。 管理や活用には地域の実情を十分に把握しながら、地域と連携した運営を行うことが必要である。この団体は地元のNPO法人として小学校や地域の他団体と連携し、五色塚古墳を活用して地域に密着した活動を積極的に実施してきた実績があり、この点でも他に代わられる団体はなく、これまでの実績で、史跡の管理や見学者の対応についても良好な結果を得ている。 以上のように、当地域において、地域住民に密着して史跡の活用ができ、なおかつ史跡の十分な管理を行うことができる団体は他にはない。 地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の13(第1項第2号に該当)
6	和太鼓等を活用したイベント 運営業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1 Tel:078-322-6490	令和7年4月1日	株式会社ワンウッド 神戸市垂水区名谷町2035 番6号803	3,200,000	本事業は計画上和太鼓事業を不特定多数に向けて同時に行うため、多数の講師や専門の道具・知識を必要とし、その確保等もあわせて当委託先は、確実かつ効果的かつ適正に業務を遂行できる能力・実績を有し、また、会場の一つであるフィッシュダンス音楽練習場の管理運営を行っている本事業者のみが、運営者としてのノウハウを活かした効果的かつ効果的なイベント運営が可能のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
7	新・神戸文化ホール整備に向けた設計協議・管理運営計画 策定等業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1 Tel:078-322-6490	令和7年4月1日	公益財団法人神戸市民文化 振興財団 神戸市中央区楠町4丁目 2番2号	26,000,000	本業務は、新・神戸文化ホール整備にあたり、現・文化ホールの利用状況を熟知した指定管理者から、現・文化ホールの使われ方や、新・文化ホールの設計や設備、備品の計画の理由等に関する提案を求めるものであり、当該団体以外にこの業務を執行できる事業者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
8	新・神戸文化ホール整備にか かる設計等・管理運営計画策 定支援業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1 Tel:078-322-6490	令和7年4月1日	有限会社空間創造研究 所 東京都渋谷区南平台町2 番6号 南平台ヒルス	20,614,000	本業務は、新・神戸文化ホールの整備(令和9年12月竣工、令和10年中開館予定)に向けて、設計資料の確認や管理運営計画の検討支援業務などを委託するもので、舞台機構などの舞台技術分野の専門的知識やこれまでのホールの立ち上げ時の知見が必要となり競争入札に適さないため、随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
9	パラスポーツ体験型プログラム(パラレゾ、あすチャレ！スクール／ジュニアアカデミー)運営に係る業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1/tel: 078-322-6449	令和7年4月1日	公益財団法人 神戸市スポーツ協会/ 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号神戸商工貿易センタービル10階	4,766,916	本委託事業は、2024 年5月に開催された神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会のレガシー事業として実施するものであり、神戸市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒らに共生社会を学ぶ機会を提供することを目的としている。この目的を達成するためには、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の開催意義と理念を深く理解し、スポーツイベント や体験プログラム 開催のノウハウを持っていることが必要不可欠な要素となる。 委託先候補は、世界パラ陸上競技選手権大会において大会運営やSNS 運営サポートを担 うことで、同大会 の 理念実現 に大きく寄与 しており、本委託業務のレガシー事業としての位置づけを理解した上で運営 及び広報活動 に携わることが可能である。また、委託先候補はこれまで神戸市 内各地でスポーツイベントや体験プログラムを開催している実績があることに加え、日頃から神戸市立の学校園とのネットワーク を 持っており、本委託事業のよりスムーズな運営を実現することが可能となると考えられる。 以上のことから、本委託事業の目的達成のために必要不可欠な要素を兼ね備えている委託先候補事業者が最適であり、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第 21条の13(第1項第2号)に該当)
10	部活動の地域移行に伴う大会運営組織の構築に向けた調査	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1/Tel: 078-322-5803	令和7年4月1日	公益財団法人神戸市スポーツ協会 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	6,930,000	本事業は、地域移行後の大会開催にむけて、現在大会を運営している団体へヒアリングなどを実施しながら、必要な人員や費用を可視化し、市内において実現可能な大会のあり方や運営組織の構築にむけた調査や検討を行う必要があるなど、独自のネットワークや知見を有する者と契約しなければ、契約の目的を達成できず、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
11	生涯スポーツ振興業務	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1/Tel: 078-322-5803	令和7年4月1日	公益財団法人神戸市スポーツ協会 神戸市中央区浜辺通5-1-14	3,600,000	本業務は、市と関係団体との信頼関係、協力関係に基づき長年にわたり継続実施してきた事業であることから、 ①委託先はその関係性を承継しうる団体であることが必要 ②市民スポーツ振興業務についての実績、ノウハウ及びネットワークを活用して安定的で質の高い事業を実施し得る団体であることが必要 以上から必要不可欠な要素を兼ね備えている団体でなければ、契約の目的を達成できず、競争入札に適さないため特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
12	ポートアイランドスポーツセンター再整備 事業者選定アドバイザー業務	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1 Tel: 078-322-6647	令和7年4月17日	みずほリサーチ & テクノロジー株式会社	29,997,000	当該事業者は、令和4年度に「ポートアイランドスポーツセンター再整備事業者選定アドバイザー業務」に係る公募型プロポーザル方式で事業者の実績や提案内容等を評価して選定した業者であり、令和4年度から令和5年度にかけて行った再整備事業者選定に係る公募の実務の流れ（事業者募集資料の検討・作成、事業者募集／事業者への説明会／個別ヒアリング等）や入札不調に至った背景・経緯を熟知している。再公募に向けて事業手法や仕様を効率的に再検討し、高度な専門性に基づく合理的な成果を得るために、当該事業者と随意契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
13	神戸市立博物館外壁石張調査・診断業務	文化スポーツ局博物館 神戸市中央区京町24番地 Tel: 078-391-0035	令和7年6月1日	(株)竹中工務店神戸支店 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号	17,600,000円	神戸市立博物館は昭和初期建設の国登録有形文化財であり、文化財の価値を損なわないための維持保全が不可欠であり、そのための調査・診断は、大規模な近代洋風建築物の修理経験の豊富なノウハウをもつものに限定する必要があるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
14	北須磨文化センタープール棟屋上防水改修工事支援業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel: 078-322-6495	令和7年7月8日	一般財団法人 神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号	41,549,000	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、自治体自らの工事発注事務が困難な場合は、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し行わせなければならないと規定されている。当該業務は、本市の営繕業務に関する専門的な知識・体制が必要なこと、公平性・中立性を確保するとともに守秘義務を果たす必要があることから、競争入札に適さない。委託先事業者は、法令遵守、公平性・中立性等を確保でき、法の要件を満たしており、公共事業である施設の発注から完成発注、監理、検査まで一連で業務を行え、その実績も豊富である。また、当該施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくための必要な知識と能力を兼ね備えた唯一の団体である。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
15	特別展「銅鐸とムラ」にか かる運営業務	文化スポーツ局博物館 神戸市中央区京町24番地 Tel:078-391-0035	令和7年8月1日	(株)フィールズ 大阪府大阪市福島区福島 3-7-39-611	3,259,457	本業務にかかるチケットもぎり、展示室の監視・巡回、外国人来館者数の把握に関する業務は経常のインフォメーション業務にポストを追加するものである。また、本展覧会図録の通信販売は経常のインフォメーション業務における事務室電話対応等スタッフが対応する。あわせて、会期中は同展覧券にてコレクション展示室も観覧できることを踏まえると、委託先を経常のインフォメーション業務で契約している上記委託候補に一本化することで、より円滑な運営遂行が見込める。 地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の13(第1項第2号に該当)
16	コベカツ実証実験運営業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5165	令和7年9月1日	公益財団法人 神戸市民 文化振興財団	3,871,500	以下の理由により、本業務を実施できるのは公益財団法人神戸市民文化振興財団(以下「財団」)以外に適切な事業者はないため。 ① 市民の文化振興を担う公益財団法人であるとともに、演奏事業を長年実施しており、楽器の調達や維持管理について専門的な知見を有しており、実証実験にあたり必要不可欠である大型楽器の調達及び管理にその知見を活かすことができる。 ②自身の管理する施設において「JAPAN STUDENT JAZZ FESTIVAL」や「神戸市吹奏楽祭」といった学生が出演する公演事業の経験を豊富に有しており、中学生が主体となる活動団体に対し、そのノウハウを活かして団体が円滑に活動できるよう管理及び支援を行うことができる。 ③ 会場となる施設(長田区文化センター別館ビブレホール)を管理しており、当該施設において、活動団体の利用の都度、会場及び必要物品・設備を提供することができ、かつその利用状況を適切に管理することができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
17	新垂水図書館屋上目隠しフェ ンス設置業務	文化スポーツ局中央図書館総務課 神戸市中央区楠町7-2-1 078-371-3351	令和7年9月10日	株式会社明和工務店 神戸市中央区港島中町7-4-3	7,040,000	・本工事は令和7年8月29日に完成した、新垂水図書館に周辺住民へのさらなる配慮のために、図書館の屋上に近隣マンションへの視線対策のための目隠しフェンスを設置する工事である。 ・本工事は図書館を建設した施工者以外で行うと、瑕疵担保責任の範囲が不明確となり、密接不可分の関係となるため。 ・新垂水図書館は(株)明和工務店とニッケみらい建設(株)の特定建築工事共同企業体により施工されたため、当該共同企業体の代表企業である(株)明和工務店に随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
18	ポートアイランドホール搬出 入口シャッター更新工事支援 業務	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL: 078-322-5027	令和7年9月30日	神戸市長田区二葉町5 丁 目1 番32号 乙 一般財団法人 神戸住 環境整備公社 代表者 理事長 碓永 信幸	33,999,999	① 本市では、都心三宮の再整備や駅周辺のリノベーション事業、既存施設の再編や老朽化に伴う新增改築や大規模な改修工事など、多くの公共施設の整備事業に取り組んでいるが、令和7年度においても、営繕四課(建築住宅局技術管理課、建築課、設備課および保全課)業務は引き続き、極めて多大な業務量が續く見込みである。これまでも職員体制の強化、近年では設計工事一括発注方式やCM方式の採用による業務の効率化等に取り組んできたが、これらの膨大な業務の発注関係事務を適切に実施することは、現状の営繕四課の業務執行体制では困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。 ② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条(別紙)では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、その者の能力を活用するよう努めなければならないとされている。 ③ 公共工事の発注事務は、一般的に設計・積算・(入札)・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に規定される条件を備えているといえる。 ④ また、当該外郭団体は、業務委託に係る施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えた団体といえる。 ⑤ さらに、確実な業務の執行を図るためには、神戸市の外郭団体の中でも、株主の意向および会社の採算性重視の観点から、受託した公共工事の事業変更、休止等を余儀なくされる危険性のある株式会社を除くと「一般財団法人神戸住環境整備公社」が最も随意契約の対象として適する団体である (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
19	ブランチ神戸学園都市における「予約図書受取コーナー」 業務委託	文化スポーツ局中央図書館総務課 神戸市中央区楠町7-2-1／TEL: 078-371-3351	令和7年4月1日	認定 NPO 法人 コミュニ ティ・サポートセンター神 戸 神戸市東灘区住吉東町5- 2-2ビル・タワー住吉館 104	3,580,088	当該団体の運営拠点内で行うサービスのため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
20	神戸市立青少年科学館展示室等更新業務(第2期)その2	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5786	令和7年4月1日	丹青社・宮野医療器展示室等改修業務共同企業体 大阪市大深町3番1号	332,807,200	委託先事業者は昨年度公募型プロポーザルを実施して選定している。昨年度の契約時点では出展企業が確定しておらず、業務内容を確定できなかったため、契約を分けることとした。この度、出展企業が確定し、今後の業務内容が明確になったことから、残る業務について契約を交わすものである。当該事業者はここまで良好に業務を遂行しており、当初提案はもちろん、その成果が今後の本事業の推進に不可欠である。また、出展企業等と良好なコミュニケーションと信頼関係を築いている。以上の理由により、本事業をスムーズに進行する上でも引き続き本委託先事業者と契約することが合理的であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
21	神戸ゆかりの美術館管理等委託業務	文化スポーツ局神戸ゆかりの美術館 神戸市東灘区向洋町中2-9-1 Tel: 078-858-1520	令和7年4月1日	神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体 代表団体 株式会社神戸新聞地域創造	41,642,000	神戸ゆかりの美術館は、神戸ファッション美術館のフロアーの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレ等を共用している。このため、光熱水費の使用料、空調や電話設備、監視システム等は同館と分離できない。 光熱水費の納付、共用設備・機械の管理補修・点検、電話保守、警備等の業務は神戸ファッション美術館と一体的に行う必要があり、またその方が効率的である。 以上の理由により、神戸ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体の代表団体である株式会社神戸新聞地域創造に業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
22	神戸市立青少年科学館オンラインチケット複数年契約業務委託	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5786	令和7年4月1日	株式会社グッドフェローズ 東京都武蔵野市中町1丁目15番5号三鷹Renolikeビル7階	チケット販売額の11%(消費税込) 無料チケット発券手数料として 792,000円 (消費税込)	本市の施設について、オンラインで入館チケット販売を行うには、本市の定める個人情報の取り扱いに関する外部サービス要件の審査を通り、かつ青少年科学館については、のびのびパスポート利用者等に無料チケットを発券できるという仕様を満たす必要があり、契約先が限定される。また、指定納付受託者の指定を受けている必要がある。 委託先事業者は無料チケットを発券できる仕様を満たし、かつ、契約時点で上記審査で許可および指定納付受託者の指定を受けた唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
23	重要文化財旧トーマス住宅耐震改修工事復元壁紙製作業務	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5798	令和7年5月19日	サンロック工業株式会社 大阪市中央区島之内1-15-29	9,886,712	国指定重要文化財旧トーマス住宅の壁紙を復元する業務。同文化財建造物には、漆喰壁に壁紙を施工しており、壁紙に使用する材料の選定や色調、絵柄の表現、陰影などを昭和58・59年度の改修工事竣工当時の姿に復元させることが文化庁から求められている。既製の壁紙や一般的なクロスメーカーでは本業務に対応できないと文化庁から指導も受けたため、実績があるメーカーを文化庁から紹介してもらったのが委託先である。委託先は旧トーマス住宅で使用されていた壁紙をトレースするだけでなく、古写真とも見比べながら絵柄の割付を行い、当時採用されていた壁紙の色味や色の濃淡も検討した上で、いくつかのサンプルを製作した。実際に採用する壁紙は、文化庁と協議の上確定していることから、委託先でなければ本業務を遂行できないため随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
24	青少年科学館展示室追加アスベスト対応工事業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel:078-322-5786	令和7年9月22日	丹青社・宮野医療器展示室等改修業務共同企業体 大阪市大深町3番1号	55,330,000	本業務は現在展示更新を担っている事業者が一体的に請け負うことで、展示更新業務と今回の業務を連携して効率的に進めることが可能となる。これにより、全体的な施工計画を一元的に管理でき、工事の遅延を回避し、安全かつ円滑な展示更新を推進できる。以上の理由から、本業務は現在展示更新業務を担っている事業者との契約が最も合理的であり、確実な事業遂行に不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
25	国指定重要文化財 旧ハンター住宅解体他調査・設計業務その1	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5798	令和7年9月22日	株式会社西澤古建築設計事務所	54,560,000	国指定重要文化財旧ハンター住宅の耐震化を行うため全解体による改修工事を行う業務。この事業を進めるには、文化庁が定める「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」第1項第2号が規定する上級コース修了者の従事が必須であり、さらに重要文化財級の洋館修理に係る知識と実務経験を有する上級コース修了者が本業務を行うよう文化庁から求められている。この条件を満たし、本業務を請負うことができる事業が委託先しかいないため、随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
26	女子サッカー振興事業	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL: 078-322-5309	令和7年4月1日	アイナックフットボールクラブ株式会社/神戸市東灘区向洋町中2丁目9番1	8,800,000	下記事業を実施する予定であり、これらの事業を実施できるのは市民球団「INAC神戸レオネッサ」の運営会社であるアイナックフットボールクラブ株式会社のみであるため 1. WEリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 2. WEリーグで活躍する選手が多数在籍しており、女子サッカー選手を活用したサッカークリニックや学校訪問事業により子ども達に夢を与える事業を展開できる。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
27	市民スポーツ振興事業 (ヴィッセル神戸)	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL: 078-322-5309	令和7年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社 /神戸市中央区海岸通1丁目2番31号神戸フコク生命海岸通ビル4階	150,000,000	下記事業を実施する予定であり、これらの事業を実施できるのは、市民球団ヴィッセル神戸の運営会社である楽天ヴィッセル神戸株式会社のみであるため。 ①公認指導者等の専門家を活用したサッカー教室や市民講座の実施。 ②Jリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらう機会の創出。 ③クラブに所属するプロ選手を学校に派遣し、子ども達に夢を与える事業の展開や、地域イベントへのマスコットキャラクター等の派遣を通じた地域活性化への貢献。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
28	いぶきの森球技場一般開放及び施設管理・運営業務	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL: 078-322-5309	令和7年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社 /神戸市中央区海岸通1丁目2番31号神戸フコク生命海岸通ビル4階	10,872,360	以下の理由により、本事業を実施できるのは楽天ヴィッセル神戸株式会社のみであるため。 ①「いぶきの森球技場」については、市民球団「ヴィッセル神戸」の練習場として利用するため、楽天ヴィッセル神戸(株)と市は賃貸借契約を締結し、同社に貸し出している。 ②球技場の一般利用はヴィッセル神戸の練習やその他の事業との利用調整が必要なことから球技場の利用状況についてリアルタイムで管理できる同社のみが、一般利用受付及び利用調整を実施できる。また、ハード面についても、同社が通常実施する管理・運営と併せて行うことで、より効率的・経済的に実施することができる。 ③このほか、同社は市民球団「ヴィッセル神戸」の運営事業者であることからチームを活用した事業の実施を決定できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
29	ラグビー振興事業	文化スポーツ局スポーツ企画課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5309	令和7年4月1日	株式会社神戸製鋼所 ラグ ビーセンター/ 神戸市中央区脇浜海岸通 2丁目2番4号	5,000,000	下記事業を実施する予定であり、これらの事業を実施できるのは、コベルコ神戸スティーラーズの運営会社である株式会社神戸製鋼所 ラグビーセンターのみであるため。 ①ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームにおける市民向け各種観戦会や、観戦会の開催に合わせたPRを実施することによる「観る」スポーツの振興。 ②まちの賑わい創出を図ることを目的とした、駅前広場等のまちなかでのスポーツイベントの実施。 ③ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームでのスタジアム大型ビジョン等を活用した市政PRの実施。 ④小学生向けタグラグビー教室事業の実施。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
30	大人数フルートアンサンブル 企画運営業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ Tel:078-322-5165	令和7年4月15日	一般社団法人クレッシェン ドシステム	4,840,000	本委託事業は、大人数フルートアンサンブルにかかる企画運営業務を委託するものであるが、本事業の遂行にあたっては音楽、特にフルートの知識が必要不可欠である。業務内容には、フルートアンサンブルで使用する曲の選定や編曲、イベントに参加するフルーティストへの演奏指導も含まれており、これらの業務はフルートに精通している者にしかできない業務である。 一般社団法人クレッシェンドシステムの代表理事である野原氏は過去の「大人数フルートアンサンブル」でも編曲やフルーティストへの演奏指導等を担当しており、今回の業務を任せることに適している人物である。 さらに、今回はゲストとして、高木綾子氏、神田寛明氏を迎える予定であり、両名との事前の連絡調整から当日の対応まで、これらの業務を一括して担うことができる事業者はクレッシェンドシステムだけである。今回の事業に最も適しており、過去の実績も問題ないことから、一般社団法人クレッシェンドシステムと特命随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

自治令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の結果の公表について

No.	区分	案件名称(品名)	数量	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課住之江公民館 神戸市東灘区住吉宮町2-2-3／Tel:078-822-1300	令和7年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	2,464,008	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
2	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課葺合公民館 神戸市中央区真砂通2丁目1-1／Tel:078-232-4026	令和7年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	3,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
3	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課清風公民館 神戸市中央区楠町8-10-3／Tel:078-371-3319	令和7年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	2,883,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
4	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課長田公民館 神戸市長田区四番町4-51／Tel:078-575-1374	令和7年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	4,630,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
5	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課南須磨公民館 神戸市須磨区青葉町2-2-3／Tel:078-735-2770	令和7年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	2,507,604	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
6	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課東垂水公民館 神戸市垂水区東垂水1丁目1-1／Tel:078-753-5025	令和7年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	2,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当